

# 府中市の緑の将来像と目標

## 1 緑の将来像

### (1) 将来都市像

本市の将来都市像は、「第 6 次府中市総合計画」において、市民がまちづくりに主体的に参加しながら、相互に尊重し協力し合い、家族や地域でのつながりを大切にし、ふるさと府中の歴史・文化や自然環境を守り愛着を持って、安全安心で健やかに暮らすことを基本とし、『みんなで創る 笑顔あふれる 住みよいまち ～みどり・文化・にぎわいのある洗練された都市を目指して～』としています。

本計画は、緑の整備、保全、活用を通じ、目指すべき都市の姿を実現するための計画であることから、将来都市像は、総合計画に定める『みんなで創る 笑顔あふれる 住みよいまち』とします。

#### <将来都市像>

**みんなで創る 笑顔あふれる 住みよいまち**  
～みどり・文化・にぎわいのある洗練された都市を目指して～

### (2) 計画テーマ

私たちは幼いころより、公園での遊びを通じて社会ルールを認識したり、通勤・通学路にある緑に四季を感じて安らぎを覚えたり、日々の食事を通じて農の大切さを学んだり、普段の生活の中で、緑から多くのことを学び、そして育てられてきました。また、生物も緑を生息空間とすることで育てられ、種子や花粉を運ぶことで緑を育てていきます。

私たちや生物の様々な働きかけが緑を育てており、私たちと緑は、「育てられ」「育てる」といった密接な関係にあると考えます。

このため、府中市では、私たちと緑の関係を「緑育（りょくいく）」と名付けてこれをキーワードに、計画のテーマを『緑に育てられ、緑を育てるまちづくり』と掲げ、将来都市像である「みんなで創る 笑顔あふれる 住みよいまち」の実現を目指すこととします。

#### <計画テーマ>

**緑に育てられ 緑を育てるまちづくり**

### (3) 将来目標

府中市はこれまで、緑豊かな都市環境の創出を目指し、多くの緑を育ててきました。その結果、都市公園はほぼ市域全域を誘致圏とすることができており、けやき並木を始めとした様々な緑は、市域の約3割を覆うまでに至りました。

また、府中市の緑に関する市民アンケート調査結果（平成29年度実施）においても、7割以上の方が緑の量が多いと感じられるまでに至り、量の充足への取り組みは一定の成果を挙げられたと考えます。

そのため、本計画では、将来都市像である「みんなで創る 笑顔あふれる 住みよいまち」を実現するための新たな緑の将来目標として、以下の目標を設定します。

#### <緑の将来目標（平成40年度）>

公園や都市緑化で緑あふれるまちとしての市民満足度を、「76.6%」（6.0%向上）以上とすることを目標とします。

（基準：平成28年度 市民満足度「70.6%」）

#### ■ 緑確保の指標

指標	現状 (平成28年3月)	計画年次 (平成40年3月)
緑被率	29.52% (868.63ha)	※精査中
緑地率	24.98% (735.12ha)	※精査中
みどり率	38.63% (1,136.78ha)	※精査中
人口1人あたりの 都市公園面積 (都市公園面積/人口)	6.86 m <sup>2</sup> (178.35ha)	※精査中
人口	259,748人	259,309人
府中市面積	2943.0ha	

注) 人口は、住民基本台帳人口と外国人登録人口の合計。

平成40年人口は、国立社会保障・人口問題研究所 将来人口推計データ（平成30年3月推計：出生中位・死亡中位仮定・純移動考慮）より引用。

指標	説明
緑被率	「緑被地」とは、上空から見たときに、樹木・樹林、草地、農地など、植物で覆われた土地のことで、本市に占める割合を「緑被率」といいます。
緑地率	「緑地」とは、公園緑地等の都市施設とする緑地（都市公園、条例等の公園）制度上安定した緑地（生産緑地地区、保安林等）、社会通念上安定した緑地（社寺境内地、公開性のある施設等）のことで、本市に占める割合を「緑地率」といいます。
みどり率	「みどり」とは、公園、街路樹、樹林、草地、農地、宅地内の緑（屋上緑化を含む）、河川、水路などのことで、本市に占める割合を「みどり率」といいます。

## (4) 基本目標

『緑に育てられ、緑を育てるまちづくり』を計画テーマとして、将来都市像である「みんなで創る 笑顔あふれる 住みよいまち」を実現するため、次の基本目標を定めます。

### 基本目標①：協働の視点の目標

### みんなで府中の緑を守り育てよう

持続的に緑を守り育てていくためには、緑に関わる人々を増やし、自発的な活動を促すことが大切です。緑に接することで「緑への愛着」が生まれ、育てる活動に参加することで「人と人とのつながり」が芽生え、「まちの緑は自分たちで守り育てる」という気持ちが醸成されると考えます。

市民団体やNPO法人、ボランティア、民間事業者等の様々なまちづくりの主体と行政が「協働」し、緑を育てる活動を通じて気持ちを育み、様々な方々とともに緑を守り育てていくことを基本目標とします。

### 基本目標②：緑を守り育てる視点の目標

### 府中を感じる緑を守り育てよう

歴史や文化を感じるけやき並木や大國魂神社、豊かな自然を残す浅間山や崖線、市内に残る農地は、人と生物が共存してきた歴史が刻まれた府中らしさを感じる重要な緑です。

これらの重要な緑を守り育てていくため、地域の特色を生かしたまち、人の生活と生きものの命が豊かに共存したまちを目指すことを基本目標とします。

### 基本目標③：緑化を推進する視点の目標

### 生活を豊かにする身近な緑を育てよう

まちなかの緑は、公園や緑地、道路だけではなく、建物や敷地の中といった場所にも存在しており、普段の生活の中で四季の変化を感じさせてくれるなど、生活を豊かにしてくれる身近な自然環境です。

このような身近な緑を増やしていくため、公園・緑地などの整備だけでなく、身近な場所の緑化に取り組むことを、基本目標とします。

### 基本目標④：緑地を創出する視点の目標

### 安心・安全な緑地を創り育てよう

緑地は、震災時における避難場所や延焼を防止するオープンスペースとしての機能を有する、安心・安全をもたらしてくれる重要な緑です。また、次世代を担う子どもたちが安心・安全な空間で、緑を通じて学び・育てられる機会を創出する大切な緑でもあります。

様々な恩恵をもたらしてくる緑地を守り育てつづけるため、時代に適応した、適切な整備・維持管理・更新等に取り組むことを基本目標とします。

## 2 緑の将来構造（水と緑のネットワーク形成方針）

市内には、崖線や浅間山などの緑地、多摩川や用水などの水辺、馬場大門のケヤキ並木や大國魂神社をはじめとする寺社林、地域に残る樹木・樹林など、歴史や文化をかもし出す自然環境が残されています。また、これらの緑を生息空間とする多くの生き物も確認されるなど、自然の豊かさは本市の大きな魅力となっています。

『緑と人が共存する 生き活きとしたまちづくり』によって実現される、「緑と人が共存するまち」「住みよいまち」の緑の将来構造は、こうした水や緑が持つ様々な機能をより高めることが重要となります。

このため、「水と緑のネットワークの形成」を基本的な考え方とし、郷土の森公園などを中心とした拠点整備を進めるとともに、府中崖線や多摩川を軸とし、これらを新田川緑道やニケ村緑道などの緑道・遊歩道、さらには、東八道路や桜通りなど街路樹のある道路などで結ぶことによって、緑の将来構造を構築することとします。

また、水と緑のネットワークの形成は、生き物の生息環境を保全することを目的に、生き物の生息空間の確保とその移動経路であるコリドーの形成に配慮します。

### （1）緑の拠点

緑の豊かさや美しさを感じられ、かつ安全で快適に住める緑のまちづくりを進めるため、「緑の機能」をもとに、11の区域を「緑の拠点」と位置づけます。

#### 【緑の拠点（11の区域）】

##### <緑の中核的な拠点>

本市を代表するまとまりのある緑や、特徴的な緑の空間は、広域的な緑の拠点となるよう、「緑の中核的な拠点」と位置づけます。

##### ●郷土の森公園周辺

各種の文化・スポーツ施設が集積し、多くの市民に親しまれている大規模な公園であり、府中市水と緑のネットワーク拠点整備実施計画によって、さらに機能の拡充が進められることから、ここを「緑の中核的な拠点」と位置づけます。

##### ●けやき並木周辺

市の表玄関である府中駅を核に中心市街地が形成され、馬場大門のケヤキ並木や大國魂神社など、本市の歴史・文化を伝える緑が残されていることや、水と緑のネットワークの要の位置にあることから、ここを「緑の中核的な拠点」と位置づけます。

## ●府中の森公園周辺

中心市街地に近接する地域にあり、府中市美術館や野球場といった、文化施設やスポーツ施設など、多様な機能を持つ総合公園が整備されていることから、ここを「緑の中核的な拠点」と位置づけます。

## ●浅間山公園周辺

市内で唯一の「山」であり、ムサシノキスゲをはじめとする貴重な植物などがみられ、隣接する多磨霊園と一体となってまとまりのある武蔵野の雑木林が残されていることから、ここを「緑の中核的な拠点」と位置づけます。

## ●武蔵野公園周辺(国分寺崖線)

国分寺崖線の緑や野川の水辺と一体となった規模の大きな公園であり、都立公園として、今後も拡充整備が見込まれることから、ここを「緑の中核的な拠点」と位置づけます。

## <地域における緑の拠点>

近隣住民に親しまれている地域の核となる公園や、地域の特徴的な緑の空間は、地域の緑の拠点となるよう、これらを含む一体を「地域における緑の拠点」と位置づけます。

## ●武蔵台公園周辺(国分寺崖線)

本市の北西部を代表する緑の空間として、武蔵台公園を中心に都立府中病院や武蔵台文化センターなどの各施設と国分寺崖線に残る緑が一体となった良好な環境が形成されており、景観の保全・活用が期待される区域であることから、ここを「地域における緑の拠点」と位置づけます。

## ●西府駅周辺

西府駅を中心に、西府文化センターや周辺の公園などと一体となって市西部地域の拠点と位置づけられるとともに、隣接する府中崖線(西府崖線)やこれに沿って流れる水路(府中用水)などは、特徴的な緑の空間であることから、ここを「地域における緑の拠点」として位置づけます。

## ●四谷樹林地周辺

地域に残る樹林や農地の風景は、本市の原風景を今に伝える数少ない区域です。こうした地域風景を守り、生かした緑のまちづくりが期待されることから、ここを「地域における緑の拠点」と位置づけます。

## ●小柳公園周辺

本市の南東部の核となる公園として様々な役割が期待されており、また、水再生センター及び多摩川河川敷と一体となった、緑の空間の保全・活用も望まれることから、ここを「地域における緑の拠点」として位置づけます。

### ●武蔵野の森公園周辺

スポーツ・レクリエーションの拠点として親しまれ、隣接する教育施設の緑と一体となって、文化の香り高い景観が形成されていることから、ここを「地域における緑の拠点」と位置づけます。

### ●東京農工大学周辺

緑をはじめ、広く社会や自然環境が調和した科学技術の進展への貢献を理念とした学術研究機関が立地し、またキャンパスには豊かな自然環境が形成されていることから、ここを「地域における緑の拠点」と位置づけます。

## (2) 農地が集積するエリア

農地が市街地内に多く残る四谷や住吉町などの地区については、農地と低層住宅が調和・共存していることから、良好な居住環境と営農環境の保全と創出をより推進していく地区として、ここを位置づけます。

## (3) 水と緑の軸

府中崖線や多摩川は、本市を東西に横断する緑の骨格となることから、これらを「水と緑の軸」と位置づけます。

### <水と緑の軸>

#### ●府中崖線

本市のほぼ中央を東西に樹木が連なる「府中崖線」は、本市を代表する特徴的な緑のひとつであり、緑ゆたかな景観を形成していることから、ここを「水と緑の軸」と位置づけます。

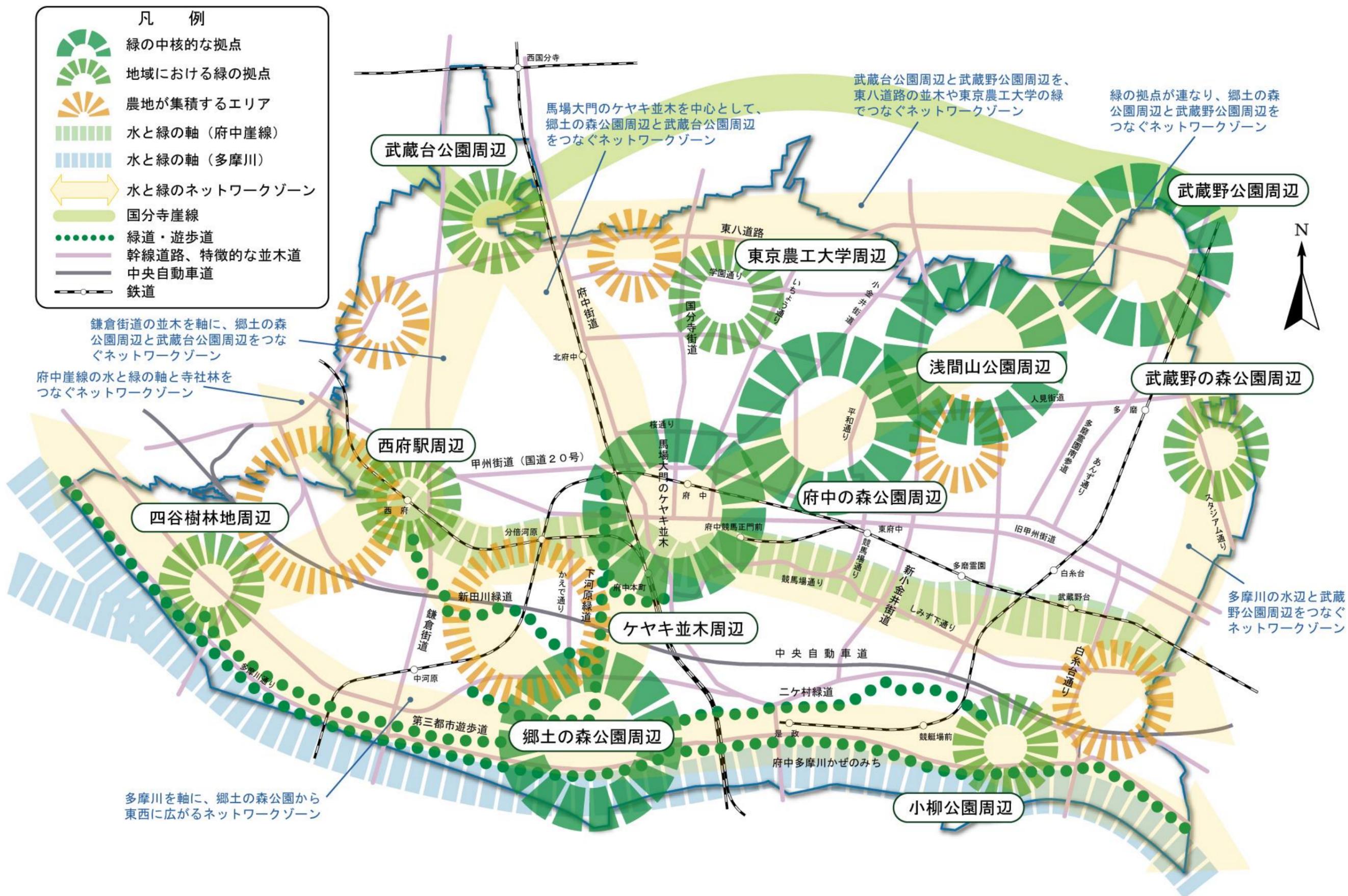
#### ●多摩川

多摩川は、本市の南端、四谷から押立町までの約9kmにわたって水辺を形成し、その河川敷は広大な緑の空間となっていることから、ここを「水と緑の軸」と位置づけます。

## (4) 水と緑のネットワークゾーン

緑の拠点と水と緑の軸を相互に結ぶ緑道や遊歩道、街路樹のある道路を中心とし、周辺の公園・緑地や宅地内の緑を含めた区域を「水と緑のネットワークゾーン」と位置づけます。

図 緑の将来構造図



### 3 公園等の整備方針

本市の公園等の配置状況は、住宅市街地の多くが、歩いて行ける身近な公園の圏域とされる半径 250m内に含まれます。また、1人当たりの都市公園面積は約 7 m<sup>2</sup>となっており、量的な充足も進んでいるといえます。

一方、公園等の整備を取り巻く環境は、都市化の進展による公園用地の不足、整備費用や維持管理費用の増加を背景に厳しさを増しており、都市公園の配置標準に即した、一律的な整備は困難な状況にあります。

このため本市では、既存の公園等を生かし、水と緑のネットワークの形成を中心とした整備を進めることで、緑の将来像の実現を目指します。

#### (1) 市の核となる公園の整備の考え方

市の核となる公園は、水と緑のネットワーク形成方針に基づき、「緑の中核的な拠点」において、優先的に整備します。

なお、既に市の核となる公園がある場合は、適切な維持管理や必要に応じた拡張整備などにより機能の向上を図ります。

- ・休息、観賞、遊戯、スポーツなど総合的な利用を目的として配置される郷土の森公園、都立府中の森公園、都立武蔵野の森公園、寿中央公園、多摩川緑地や、優れた風致の保全などを目的として配置が進んでいる都立武蔵野公園、都立浅間山公園については、市の核となる公園として、今後も各公園の利用目的に即した機能の維持・向上と未開設部分の整備推進により、利用環境を高めます。
- ・都立府中の森公園及び郷土の森公園については、公園機能の充実を図ります。

#### (2) 地域の核となる公園の整備の考え方

地域の核となる公園は、水と緑のネットワーク形成方針に基づき、「地域における緑の拠点」において、優先的に整備します。

なお、既に地域の核となる公園がある場合は、適切な維持管理などにより機能の向上を図ります。

- ・地域の核となる公園（近隣公園・地区公園）については、効果的な整備を進める視点から、歩いて行ける公園や市の核となる公園に近接した配置とならないこと、緑の空間として確保された緑地や市内各所に設置されている文化センター・学校などが既に持っている機能と重複しないことなどを考慮したうえで、まとまりのあるオープンスペースが不足する区域を優先に、配置することとします。
- ・まとまりのある農地については、農地としての保全・活用を原則としつつ、良好な景観の保全と緑地としての活用の観点から、農業公園の配置を進めます。
- ・府中公園など、既存の地域の核となる公園については、利用者の要望等を踏まえながら、地域の緑の核としての機能の維持・向上により、利用環境を高めます。

### (3) 緑道等の整備の考え方

緑道等は、水と緑のネットワーク形成方針に基づき、「水と緑のネットワークゾーン」において、優先的に整備します。

なお、既に緑道等が整備されている場合は、適切な維持管理や必要に応じた拡張整備などにより機能の向上を図ります。

- ・緑道等は、水と緑のネットワークゾーンに、連続した緑の空間を形成するように整備することとします。
- ・景観の向上や快適で安全な通行・散策空間として利用されている新田川緑道、二ヶ村緑道などの緑道については、適切な維持管理や利用環境の改善により、水と緑のネットワークとしての機能の向上を図ります。

### (4) 歩いて行ける公園等の整備の考え方

憩いややすらぎの空間、緑とふれあうことのできる場としての役割や機能を重視し、市民のだれもが歩いて行ける範囲に公園を整備します。

- ・公園等の整備に際しては、歩いて行ける身近な公園の圏域とされる半径 250m 内に都市公園の整備を引き続き進めていくものとしますが、都市公園の整備が困難な場合は、安定的な利用が可能な条例等の公園を整備します。
- ・水と緑のネットワークゾーン内の公園等については、連続した緑の空間を形成するように整備することとします。

## **4 公園等の維持管理方針**

本市の公園は、概ね歩いて行ける身近な範囲に配置されており、1人あたりの面積も高い水準で整備されていますが、人口減少や少子高齢化が予想される中、年とともに維持管理コストの増加が想定されます。

こうした中、進展する高齢化や子育てを支援する環境としての公園の役割は、ますます重要となることから、今後も引き続き、安全・安心して、快適に利用できる環境を維持するため、適切な管理が求められます。

このため、常に最良の環境を保つことを基本としつつ、維持管理費も考慮した効率的・効果的な維持管理を推進することとします。

### **(1) 市民・事業者等との協働による公園等の維持管理の考え方**

公園等は、日常的に関わる機会が多い身近な空間であることから、市民・事業者の参画や行政との協働による整備・維持管理を進め、公園等への愛着を醸成するとともに、さらなる魅力的な空間の創出を促進します。

- ・市民との協働による公園等の維持管理の実現に向け、役割分担の明確化と参加しやすい仕組みを検討します。
- ・既存の組織の活性化に加え、維持管理に参加する新たな組織づくりや管理に関わる人材育成を進めるとともに、民間活力の導入による魅力的な空間の創出を促進します。
- ・公園等の状況や維持管理の方法などについての情報を発信し、市民の理解と認識を深め、その積極的な参加を促進します。

### **(2) 利用者のニーズに応える公園等の維持管理の考え方**

公園等は、身近な自然空間であり、休息やスポーツ・レクリエーションなど様々な活動の場となるものであるため、利用者のニーズの変化を的確に捉えつつ施設の安全性を確保し、市民が安心して利用できる空間として適切に維持管理します。

- ・市民が安全に、安心して利用できる公園として、日常的な安全管理や防犯を考慮した管理を推進します。
- ・利用形態の変化や少子高齢化など、利用者が公園に求めるニーズの変化を的確に捉え、遊具等の廃止・更新を含めた時代に対応した維持管理を検討します。

### **(3) 地域資源としての公園等の維持管理の考え方**

公園等は、地域コミュニティを醸成する空間であるほか、地域の魅力を高める上で重要な地域資源であることから、地域住民のニーズを踏まえつつ適切に維持管理します。

- ・地域の核となる公園を中心に、地域コミュニティ活動の場として活用できるように、地域住民のニーズを踏まえながら、公園内の樹木や植栽等の適切な管理を推進します。

### **(4) 生物多様性に配慮した公園等の維持管理の考え方**

公園の樹木などは、それぞれの特性や周辺の状況、生き物の生息状況等に配慮した適正な維持管理を進めます。

- ・公園内の樹木は、その特性や樹形・量感など、樹種に応じた適切な管理を推進します。
- ・植栽スペースや土壌の条件など、植物が適正に生育できる環境に配慮した管理を推進します。